携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～四　（略） 五　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条第一項 六～四十六　（略）	携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～四　（略） 五　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条第一項 六～四十六　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条第一項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者の大麻の栽培については、第三条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令、第四条の規定による改正後の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令及び第五条の規定による改正後の厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省国土交通省令第二号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月十六日

経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一（第三条関係）

	規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1)	非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する床面積（非住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）をいう。以下この表において同じ。）の合計が三百平方メートル以上であること。	事務所等	0.8
(2)		ホテル等	0.8
(3)		病院等	0.85
(4)		百貨店等	0.8
(5)		学校等	0.8
(6)		飲食店等	0.85
(7)		集会所等	0.85
(8)		工場等	0.75

改正前

別表第一（第三条関係）

	規模	用途	非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1)	非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条に規定する床面積（非住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）をいう。以下この表において同じ。）の合計が二千平方メートル以上であること。	事務所等	0.8
(2)		ホテル等	0.8
(3)		病院等	0.85
(4)		百貨店等	0.8
(5)		学校等	0.8
(6)		飲食店等	0.85
(7)		集会所等	0.85
(8)		工場等	0.75